

西村あさひ法律事務所

GDPR: EU-US Data Privacy Framework に対する十分性認定の公表
～日系企業への影響・各国の越境移転規制強化への対応の実務まで～

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年7月11日号

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [福島 淳史](#)

2023年7月10日、欧州委員会は、EUから米国への個人データの越境移転のための Data Privacy Framework (以下「DPF」という。)に対する十分性認定(以下「本十分性認定」という。)を公表した。本十分性認定は、GDPRが適用される個人データの処理に関連して、DPFに登録した米国の事業者への個人データの越境移転を認めるものであり、GDPR対応を行ってきた日系企業においては、改めて検討すべき点があるように思われる。日系企業への影響としては、たとえば、起用している米国のベンダーがDPFに登録している場合には、標準契約条項(Standard Contractual Clauses。以下「SCC」という。)を締結しなくても、当該ベンダーに個人データを越境移転できるようになることが挙げられる。本ニュースレターは、本十分性認定の背景・概要と日系企業への影響につき速報的に解説するものである。

1. 本十分性認定の背景・概要

(1) 背景

GDPRではEU域内からEU域外への個人データの越境移転は原則として禁止されるが、以下の場合には、例外的に越境移転が認められる。

- EU域外の国・地域等が欧州委員会より十分性認定を受けている場合(GDPR45条)
- 管理者又は処理者がSCC、拘束的企業準則(Binding Corporate Rules。以下「BCR」という。)等の適切な保護措置(appropriate safeguards)を講じている場合(GDPR46条)
- データ主体が移転のリスクの告知を受けた上で明示的に同意する等の例外要件を満たす場合(GDPR49条)

GDPRの下で、米国への個人データの越境移転は、2020年7月にいわゆる Schrems II 判決において、当時の十分性認定(EU-US Privacy Shield)が欧州司法裁判所により無効と判断されて以降、十分性認定に依拠することはできなくなったため、多くの企業が適切な保護措置、中でもSCCに依拠して越境移転を行っていた。もっとも、SCCに依拠して越境移転を行うためには、移転元は、移転される個人データについて移転先においてEU域内と実質的に同等の水準の保護が与えられることを確保するために、越境移転影響評価(Transfer Impact Assessment)を行い、必要に応じ補完的措置(supplemental measures)を講じる必要が生じていた。このような状況の中で、欧州委員会と米国政府は、Schrems II 判決が示した懸念に対応するべく新たな枠組みの検討を開始し、以下の経過の後、欧州委員会は、Schrems II 判決から約3年の期間を経て新たな十分性認定を行うに至った。

- 2022年3月:フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長とバイデン米国大統領がTrans-Atlantic Data Privacy Frameworkに関する基本合意に至った。
- 2022年10月:バイデン大統領は、米国のシグント活動に対する保護措置の向上に係る大統領令(以下「大統領令14086号」という。)に署名した。大統領令14086号は、ガーランド米国司法長官により公表された規則により補完される。

(2) 概要

欧州委員会は、①DPFに登録する企業が遵守すべき要件、並びに②米国に移転された個人データに対して刑事法の執行や国家安全保障目的で米国の公的機関がアクセスしようとする際に適用される制限及び保護措置の内容を踏まえて、本十分性認定に至った。DPFに登録するためには、DPFに掲げられた諸原則を遵守する旨を宣言し、当該諸原則に整合するプライバシーポリシーを開示し、それらの諸原則を遵守する必要がある。そして、連邦取引委員会の調査及び執行に服し、違反があった場合には

連邦取引委員会法(FTC法)5条の定める不公正又は欺罔的な行為として執行の対象となる(本十分性認定 Annex I の I.2 項)。これらの諸原則は、DPF に登録する企業のみを拘束する。なお、従前より Privacy Shield の登録を行っている事業者は、DPF の諸原則が有効になってから 3 か月以内に DPF に登録できるようプライバシーポリシーをアップデートする必要がある(本十分性認定 Annex I の III.6 項 e)

他方、米国諜報機関による個人データへのアクセスに対する制限及び保護措置に関しては、大統領令 14086 号が主に以下の事項を定めている。これらの内容は、移転先の企業が DPF に登録しているか否かにかかわらず、すべての米国諜報機関に等しく適用される(本十分性認定前文 126 項)。

- 米国諜報機関によるデータへのアクセスが国家安全保障の観点から必要かつ相当な範囲に収まるような拘束的な保護措置
- 諜報活動に係る制限を遵守させるための米国諜報員による活動に対する監督の強化
- 独立かつ公正な救済メカニズムの設立(米国国家安全保障機関によるデータアクセスに関する不服申立てを調査し、解決するための新たなデータ保護審査裁判所(Data Protection Review Court)の設置等)

移転先の事業者が DPF に登録する場合には、今後は、本十分性認定に依拠して個人データを米国に移転することができる。他方、移転先の企業が DPF に登録していなかったとしても、大統領令 14086 号をはじめとする米国諜報機関による個人データへのアクセスに対する制限及び保護措置は、すべての米国諜報機関に等しく適用される。そのため、これらの制限及び保護措置は、SCC や BCR に依拠して個人データを米国に移転する場合にも適用される。

本十分性認定は、2023 年 7 月 11 日から施行される。欧州委員会による最初のレビューは施行日から 1 年以内に実施され、その後は、少なくとも 4 年ごとにレビューが実施される予定である(本十分性認定前文 211 項、GDPR45 条 3 項)。

また、本十分性認定は、EU 加盟国の個人データ保護監督当局を含むすべての EU 加盟国の機関を拘束するため、欧州司法裁判所により本十分性認定が無効であると判示されるまでは、EU 加盟国のデータ保護監督当局は、DPF に登録する米国企業へのデータ移転を差し止めたり禁止したりすることはできないと考えられる(本十分性認定前文 206 項、Schrems II 判決パラ 156 参照)。

2. 日系企業への影響

(1) 影響

まず、DPF が影響するのは、GDPR の適用を受けるデータ処理のうち、米国の事業者へのデータ移転に限られる。もっとも、EU 域内の事業者から米国の事業者へのデータ移転のみならず、GDPR の域外適用を受ける日本の事業者から米国の事業者へのデータ移転についても影響があり得る。

良くあるケースとして、日本企業がウェブサイトを通じて GDPR の適用を受けるデータを米国のベンダーに移転している場合が挙げられる。これまでは、移転先である米国のベンダーへのデータ移転について越境移転影響評価を行い、補完的措置の要否を検討した上でそのベンダーと SCC を締結する必要があったが、仮にそのベンダーが DPF に登録した場合には、以後は、十分性認定に基づいてデータを移転することができるようになり、越境移転影響評価の実施は不要となる。また、日本企業がグループで利用するために米国のベンダーとサービス契約を締結し、日本企業又は EU 域内のグループ企業が GDPR の適用を受けるデータをそのベンダーに移転している場合も同様である。この 2 つの事例が、多くの日本企業に見られる事例であるように思われる。

また、GDPR の適用を受けるデータを米国のグループ会社に移転する場合に、その移転を安定的なものとするために、米国のグループ会社において DPF の自己認証を行い、登録を行うことも選択肢になり得ると考えられる。その場合には、DPF の定める諸原則に適合したプライバシーポリシーを開示するとともに、DPF に掲げられている諸原則を遵守する必要がある。さらに、米国の諜報機関による個人データへのアクセスが制限され、より実質的な救済手段が与えられるようになった点は、SCC に基づく個人データの越境移転にも適用されるため、SCC に基づいて米国に個人データを移転する際に越境移転影響評価を実施すると、これまでよりも、補完的措置を講じることなく個人データの移転は可能という結論が導きやすくなるように思われる。

(2) 要検討事項

以上も踏まえ、本十分性認定に伴って検討が必要であると思われる点を挙げると以下のとおりである。

- (1) GDPR が適用される場面における米国への個人データの越境移転の根拠の検討
- (2) GDPR に対応するプライバシーポリシーの記載の見直し
- (3) GDPR に基づく越境移転影響評価における米国の評価の再検討

まずは、GDPR の適用を受けるデータ処理に関し、米国の事業者個人データの越境移転を行っている場面を洗い出すとともに、その移転の根拠を整理する必要があると考えられる。その内容がデータマッピングやプライバシーポリシーの内容に影響してくるほか、相手方が DPF に登録しているか次第で、越境移転影響評価の実施や SCC の締結の要否が異なるためである。例えば、GDPR の適用があり得る個人データに関連して米国のベンダーが提供するサービスを利用する場合には、この点の検討が必要になると考えられる。

次に、個人データの越境移転の根拠に変更が生じる場合には、プライバシーポリシーの記載を見直す必要がある。なぜなら、GDPR13 条 1 項(f)号・14 条 1 項(f)号に基づき、管理者が EU 域外の国・地域等に個人データを越境移転しようとする場合にはその旨、充分性認定の存否、並びに(SCC 等に基づき越境移転を行う場合には)SCC 等を含む保護措置及びそのコピーを取得するための方法(あるいは、それらがどこで利用可能とされているかの情報)を開示する必要があり、個人データの越境移転の根拠の変更はプライバシーポリシーの記載に影響を与え得るためである(ただし、元々の記載内容によっては、検討した結果として修正不要と判断されることもあり得ると考えられる)。

最後に、前記(1)のとおり、米国の諜報機関による個人データへのアクセスが制限され、より実質的な救済手段が与えられるようになった点は、SCC に基づく個人データの越境移転にも適用されるため、これまでよりも、越境移転影響評価の実施の結果、補完的措置を講じることなく個人データの移転は可能という結論が導きやすくなるように思われる。過去に米国について越境移転影響評価を実施した企業においては、今一度その内容を評価しておくことが有益であると考えられる。

なお、本充分性認定の有効性については、再度争われて欧州司法裁判所で無効と判断される可能性も相応にあると考えられている。もっとも、前記 1.(2)のとおり、本充分性認定は、欧州司法裁判所が無効であると判示するまでは有効であると解されているため、当面は本充分性認定が有効であることを前提に個人データの越境移転が行われる実務になると考えられる。

(3) 各国の越境移転規制強化への対応の実務

この 1 年ほど、①GDPR との関係での改定版 SCC 締結+越境移転影響評価の実施、②中国個人情報保護法との関係での標準契約条項締結+個人情報保護影響評価の実施+当局へのこれらの届出、③ベトナム個人情報保護法との関係でのデータ移転契約+移転影響評価の実施+当局へのこれらの届出、そして、④今回公表された、米国への個人データの移転に関する本充分性認定と、日系企業のデータ保護の実務に少なくない影響を与える越境移転規制周りのアップデートが続いている。そのため、今一度、自社グループにおいて対応すべき事項と、その対応の期限を確認のうえ、期限内に確実に対応を進めていく必要があるが、移転元の海外拠点が個別に対応していくことには困難も多く、また、各国法対応の際の情報収集において同様の作業が重複するため、非効率でもある。

この点に関し、グループでのデータ移転については、1 対 1、かつ、国ごとに越境移転規制に対応するための契約を締結するのではなく、一括して各国の越境移転規制に対応するためのデータ移転条項を組み込んだフレームワーク契約を利用したり、グループで一元的にグループ間のデータ共有状況を管理するとともに、移転先の国のガバメントアクセスのリスクを把握して各国法令が要求する影響評価に備えたりすることで、効率的な対応を目指すことが考えられる。その一方で、中国やベトナムにおいては、データ移転のための契約を当局に提出しなければならないこととの関係で、複数当事者間において複数の国の越境移転規制に同時に対応するためのフレームワーク契約の締結が必ずしも万能と限らない状況が生じている。最新の情報をフォローした上で、グループ会社の所在国・数、データフローの内容、データフローの実務における重要度、法対応の期限等も勘案のうえ、それぞれの事業者の状況に応じた最適な対応を見つけ出し、必要となっていくことが必要となっている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 